

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)定款第32条の規定に基づき、本財団の役員(非常勤及び出向者を除く。)に対する退職慰労金の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職慰労金の支給対象)

第2条 退職慰労金は、在職期間2年以上の役員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、役員が定款第31条の規定により解任された場合は、当該役員には退職慰労金を支給しない。

- 2 前項に規定する在職期間には、顧問(非常勤を除く。)を解嘱し、その翌日に役員に就任したときの当該顧問の在職期間は通算する。

(退職慰労金の返納)

第3条 退職した役員に対し退職慰労金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、代表理事は、その支給をした退職慰労金の全部又は一部を返納させることができる。

(支給額)

第4条 退職慰労金の額は在職期間を算定の基礎とし、その者の職務実績に応じ、その者の退職時(死亡による退職の場合には、死亡した日)における報酬月額に、在職期間1月につき100分の25の割合を乗じて得た額とする。この場合において、報酬月額は、年俸に17分の1を乗じた金額とする。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間の計算は、役員として引き続いた(役員が任期満了の日の翌日に再び役員に就任したときは、引き続いたものとみなす。)在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間は、役員に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、本財団職員を退職しその翌日に役員に就任し、又は本財団役員の任期満了の日の翌日に再び役員に就任したときは、就任した日が月初(1日)の場合を除き、これを1月として当該就任した役員の在職期間には算入しない。

(支払)

第6条 退職慰労金は、退職した日から原則として2カ月以内に全額通貨をもって直接本人に支給するものとする。

(役員が死亡した場合)

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

(実施規則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会が決議する。

附則

第1条 この規程は、平成30年6月28日から施行する。

平成22年 4月 1日 制定

平成30年 6月28日 改定・施行